請　願　文　書　表

（令和８年11月27日）

受理番号・受理年月日及び件名	請願第16号（８．11．18） 市民の平穏な生活環境と治安を維持し、国際都市・神戸の品格を守るための「本邦外出身者に対する不当な差別的言動その他の不当な差別的言動の防止に関する罰則付き条例（仮称）」の制定を求める請願
請願の要旨	本市は 1868 年の開港以来、多文化共生文化と経済を発展させてきた国際都市である。「神戸市外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する条例」等においても、全ての人の尊厳が尊重され、共に生きる社会の構築が基本的施策として定められている。 しかし近年、本市内では本邦域外出身者等に対する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）が反復・継続して行われている。警察の警戒や行政の啓発活動のみでは抑止に限界がある。当事者に精神的苦痛を与えるのみならず、差別意識を助長するものであり、本市の理念と相容れない。 平成 28 年施行の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」は理念法であり、実効性のある対応は困難であるが、川崎市では過料等を導入した条例が制定されている。 本請願は適正手続きの保障のもと、悪質常習者に対して罰則を科す条例の策定を求めるものである。よって、以下の事項について請願する。 １．不当な差別的言動の明確な要件定義を行い、遵守義務、行政指導・勧告、禁止命令、名前等の公表及び命令違反に対する過料・刑事告発等の実効的な規律を備えた条例案を速やかに策定・議決すること。 ２．条例制定に当たっては、日本国憲法第 21 条が保障する「表現の自由」を侵害することのないよう、以下の要件を明示すること。 (1)①現場指導・勧告、②禁止命令及び名前等公表（第三者審査機関の答申必須）、③命令違反に対する過料等の罰則適用という明確かつ迅速な３段階の手続きを設けること。 (2)処分の決定に当たっては、専門家で構成される中立・公正な第三者審査機関を設置し、事前に意見を聴取することを義務付けること。 (3)処罰対象となる行為の要件を明確に規定し、罪刑法定主義に適合させること。 ３．本市公の施設における不当な差別的言動を目的とした使用の利用制限等の運用を厳格化するとともに、兵庫県警察等と密接に連携し、街頭での暴騒音・通行妨害・威圧行為に対する抑止体制を強化すること。
請願者の住所及び氏名	神戸市長田区 前　田　　誠 その他署名者あり（申告数2,209筆）
紹介議員の氏名	（代表）吉　田　謙　治　　朝　倉　えつ子　　あわはら　富夫
付託委員会	福祉環境委員会

請　願　書

令和　8年　11月　18日

神戸市会議長　様

兵庫県神戸市長田区
前田誠

紹介議員
代表　吉田謙一

朝倉えつ子

あわはら圭夫

【請願件名】市民の平穏な生活環境と治安を維持し、国際都市・神戸の品格を守るための「本邦外出身者に対する不当な差別的言動その他の不当な差別的言動の防止に関する罰則付き条例（仮称）」の制定を求める請願

【請願趣旨】

本市は1868年の開港以来、諸外国から人々を迎え入れ、共に街を築き、独自の多文化共生文化と経済を発展させてきた世界に開かれた国際都市である。平成28（2016）年3月に策定された「神戸2020ビジョン」および、令和2（2020）年4月施行の「神戸市外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する条例」においても、全ての人の尊厳が尊重され、共に生きる社会の構築が本市の基本的施策として定められている。歴史的背景もあり、神戸市には、多数の本邦域外の特定の国の出身者またはその子孫が実際に居住しており、かつ、本邦域外から多数の観光客が訪れることは広く知られている。

しかしながら、近年、本市内の公道等において、過激な言辞を用いて、本邦域外の特定の国の出身者またはその子孫を排除・侮蔑・威圧する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）が反復・継続して行われている。不当な差別的言動が行われている現場には多数の警察官が臨場しているし、行政も繰り返しヘイトスピーチが行われていることを認識している。しかし、警察官等の指導がされてもヘイトスピーチは繰り返し行われており、警察の現場警戒や既存の理念条例による啓発活動のみでは、これら悪質な差別的言動を制止・抑止することに限界が生じている。ヘイトスピーチが繰り返されることにより、それを見聞きする本邦域外の特定の国の出身者またはその子孫に多大な精神的苦痛を与える。それだけでなく、ヘイトスピーチは、差別が許されるとの誤ったメッセージのもと、それを聞いた第三者に差別意識を植え付けかねないものであり、多文化共生を目指す神戸市の理念、ひいては多文化共生を目指す健全な社会と相容れないものである。

平成28年に国において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されたが、同法には現場での直接的な是正命令権限や違法行為に対する罰則規定が存在しない理念法にとどまるため、実効性のある対応が極めて困難な状況にある。
一方で、川崎市においては2019年12月に全国で初めて過料等を導入した「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」が制定され（2020年7月全面施行）、手続的適正のもとでヘイトスピーチを未然に抑止する実効的成果を上げている。

本請願は、正当な政治的主張や憲法第21条が保障する「表現の自由」を不当に制限・萎縮させることを目的とするものではない。思想や意見の表明そのものを直ちに規制・処罰対象とするのではなく、過激かつ悪質な街頭言動等によって市民の安心・安全および地域社会の治安が脅かされている実態に鑑み、川崎市の先行事例と同様に憲法上の手続的適正（適正手続きの保障）に基づいた迅速かつ厳格な手続き（指導勧告・禁止命令・第三者機関による審査）を経て、なおこれに従わない悪質常習者に対して過料や刑事告発等の実効的な規律（罰則）を科す条例の策定を求めるものである。なお、神戸市において繰り返されている不当な差別的言動は、本邦外出身者に対するもの以外にも、障害者差別、部落差別、性的マイノリティ差別の言動も繰り返されている。本請願では、対象が多岐にわたると現実的な条例制定が困難であることから、本邦外出身者およびその子孫に対するヘイトスピーチに限定しているが、障害者差別等、他の差別的言動を容認するものではない。

法制上の抜け道や曖昧さを排除し、行政の濫用を防ぐ措置を講じた上で、真に平穏で実効性のある多文化共生社会を実現するため、本市議会において速やかに検討・議決されることを請願する。
以上の理由から、以下の事項について請願いたします。

【請願事項】

１．実効性のある禁止・是正措置および罰則規定の整備

市民の平穏な生活環境および公的空間の安全・治安を維持するため、不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）の明確な要件定義を行い、遵守義務、行政指導・勧告、禁止命令、名前等の公表、および命令違反に対する過料・刑事告発等の実効的な規律（罰則等）を備えた条例案を速やかに策定・議決すること。

2.「表現の自由」への配慮と法的適正手続きの徹底

条例制定にあたっては、日本国憲法第21条が保障する「表現の自由」を侵害することのないよう、以下の厳格な制限・要件を明示すること。

(1)実効性と適正手続きを両立する3段階の手続き導入

単なる発言に対し直ちに制裁を科すのではなく、被害の迅速な救済と濫用防止を両立させるため、「①現場指導・勧告」→「②禁止命令および名前等公表（第三者審査機関の答申必須）」→「③命令違反に対する過料等の罰則適用」という明確かつ迅速な3段階の手続きを踏む構造とすること。

(2)専門家による第三者審査機関の設置と意見聴取の必須化

行政による処分（命令・公表等）の決定にあたっては、法学者・人権識者・弁護士等の専門家で構成される中立・公正な第三者審査機関（例：「差別防止対策審査会」等）を設置し、事前に意見を聴取することを義務付けることで、行政権の濫用や不当な言論統制を防ぐ仕組みとすること。

(3)対象行為の限定と明確化

処罰対象となる行為の要件（対象空間、拡声器の使用等の不当な態様、著しい威圧性、反復・継続性等）を極めて明確に規定し、罪刑法定主義（明確性の原則）に適合させること。

３．関係機関との連携および公的施設の適正利用の確保

本市公の施設（公園、道路、広場等）における不当な差別的言動を目的とした使用の利用制限・不許可ガイドラインの運用を厳格化するとともに、兵庫県警察等の関係機関と密接に連携し、不当な差別的言動を目的とした街頭での暴騒音・通行妨害・威圧行為に対する現場での抑止および抑留体制を強固にすること。

以 上

署名提出あり：申告数 2,209 筆